

傷病手当金の対象かもしれません

新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり仕事を休んだ方は、その療養期間中に支払われなかった給与に対して傷病手当金が支給される可能性があります。

令和2年1月1日から現在まで恵庭市国民健康保険・恵庭市後期高齢者医療制度に加入している(加入していた期間がある)。



いいえ

はい



国保・後期加入中に、勤務先から給与等の支払いを受けていた(被用者)期間がある。



いいえ

はい



感染、または発熱などの症状により感染が疑われ、連続して3日間仕事を休み(待機期間)、4日目以降も休んでいる。



いいえ

はい



待機期間後、4日目以降のお休みの期間に、給与等(有給休暇)の支払いを受けていない。



いいえ

はい



**傷病手当金の支給対象となる
可能性があります
国保医療課までご連絡ください**



仕事をお休みされていた期間中、医療機関(帰国者・接触者外来)を受診していますか?

はい



「はい」(医療機関受診あり)の場合の必要書類
①国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
② // (被保険者記入用)
③ // (事業主記入用)
④ // (医療機関記入用)

いいえ



「いいえ」(医療機関受診なし)の場合の必要書類
①国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
② // (被保険者記入用)
③ // (事業主記入用)

対象外

※加入している(いた)健康保険にお問い合わせください。

※傷病手当金は被用者の方が対象となります。

※傷病手当金は連続した3日間の待機期間の後の4日目以降が対象です。

※給与の全額または一部支払いを受けている場合(有給休暇も含む)は対象となりません。
ただし、支払いを受けた給与の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は差額が支給されることがありますので、お問い合わせください。

※対象外となった場合でも、判断に迷う場合はお問い合わせください。

【お問合せ先】 恵庭市役所国保医療課 0123-33-3131

(国民健康保険担当：内線 1163) (後期高齢者医療制度担当：内線 1168)